

## 申立ての前に必ずお読みください。

- 1 「成年後見申立ての手引」を最後までよく読んで、制度全体を十分理解してください。
- 2 **申立書に候補者として記載された方が必ず選任されるわけではありません。**  
後見人等として誰を選任するかは、家庭裁判所の裁量に委ねられています。  
家庭裁判所は、本人の財産管理等をより適正に行う観点から、専門的な知見を有する専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が関与する必要があると判断した場合には、候補者の方ではなく第三者の専門職を後見人等に選任したり、候補者の方を選任した上で後見等監督人を選任したりすることがあります（東京家庭裁判所では、後見等監督人の選任も含め、専門職が関与するケースが多くなっています。どのような場合に専門職が関与する可能性があるかについては「成年後見申立ての手引」の12ページをご覧ください。）  
専門職が後見人等に選任された場合、本人の財産から報酬が支払われることになります。この報酬のめやすは、東京家庭裁判所のウェブサイト（後見サイト）で公表しております。
- 3 **申立後の取下げは、家庭裁判所の許可が必要になります。**  
成年後見・保佐・補助開始の審判の申立てについては、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。これは、公益性や本人保護の見地から申立ての取下げにより終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。したがって、後見人等の選任に関する不満（候補者が後見人等に選任されない、後見等監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、不許可になる可能性が高いと思われる。
- 4 **申立書提出の際に、面接日を電話で予約してください。**  
東京家庭裁判所では、申立後に、原則として、申立人及び後見人等候補者から詳しい事情を伺うための面接を行っています。申立書類を家庭裁判所に提出していただく際に、申立書類を提出する裁判所に電話をして面接日を予約してください。なお、申立書類については、予約した面接日の3日前（土日休日は除く。）までの提出についてご協力をお願いしております（面接日の当日に申立書類をお持ちいただくことも可能ですが、その場合には面接開始までしばらくお待ちいただくこととなりますので、事前提出をお勧めします。）。  
東京家庭裁判所後見センター 03-3502-5359, 5369  
東京家庭裁判所立川支部 042-845-0324, 0325
- 5 特に問題のない事案であれば、申立てから1～2か月程度で後見等開始の審判がされることが多いです。
- 6 申立てのきっかけとなったこと（遺産分割をする、保険金を受け取る等）が解決しても、後見人等の職責はそのまま続きます。
- 7 後見人等として選任された場合には、一定期間ごとに家庭裁判所の監督（後見等事務報告書や財産目録の提出など）を受けます。